

発議第6号

南陽市議会議員政治倫理条例の設定について

上記の議案を地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

令和5年12月21日

提出者	南陽市議会議員	高橋篤
賛成者	同	高橋弘
賛成者	同	川合猛
賛成者	同	板垣致江子
賛成者	同	佐藤明
賛成者	同	殿岡和郎

南陽市議会議長 船山利美 殿

南陽市議会議員政治倫理条例の設定について

南陽市議会議員政治倫理条例を次のように制定する。

南陽市議会議員政治倫理条例

(目的)

第1条 この条例は、議員の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めることにより、市民の付託を受けた議員の政治倫理意識の向上を図り、誠実にその職務を遂行し、もって公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(議員の責務)

第2条 議員は、市民の代表者としての自らの役割と責務を自覚し、市民の信頼に応えられる品性と高い倫理性を持って行動しなければならない。

2 議員は、次条に規定する政治倫理基準に違反する行為があるとの疑いを持たれたときは、自ら事実を明らかにし、説明責任を果たさなければならない。

(政治倫理基準)

第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 市の職員並びに市が資本金その他これに準ずるものを出資し、又は拠出している法人及び指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による市の指定を受けた者をいう。以下この条において同じ。）の役職員（以下この条において「市職員等」という。）の公正な職務を妨げないこと。
- (2) 市職員等の権限又は地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。
- (3) 市職員等の人事について、特定の個人が有利又は不利になるよう働きかけないこと。
- (4) 議員の地位を利用して、いかなる金品も授受しないこと。
- (5) 議員の地位を利用して、嫌がらせをし、強制し、又は圧力をかける行為及び人権侵害のおそれのある行為をしないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、議会及び議員の名誉を損なうおそれのある一切の行動を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。

(審査請求の手續)

第4条 議員は、他の議員が前条に規定する政治倫理基準に違反していると認められるときは、2人以上の議員の連署をもって、その代表者から、政治倫理基準違反の事実を証する書面を添えて、議長に審査の請求（以下「審査請求」という。）をすることができる。

2 前項の審査請求の内容が議長に関するものであるときは、同項の規定にかかわらず、副議長に審査を請求するものとする。この場合において、次条から第8条までの規定中

「議長」とあるのは、「副議長」と読み替えるものとする。

(審査会の設置)

第5条 議長は、審査請求を受けたときは、議会運営委員会に審査請求の適否を諮り、審査請求が適当と認められたときは、南陽市議会政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置するものとする。

2 審査会の委員の定数は、6人とし、議長が議会運営委員会に諮り、議員の中から選任する。ただし、審査請求をした議員（以下「審査請求議員」という。）及び審査の対象となった議員（以下「審査対象議員」という。）は、委員となることができない。

3 審査会の委員の任期は、議長から選任された日から当該事案の審査終了時までとする。

4 審査会の委員は、審査の過程で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(審査)

第6条 審査会は、第3条に規定する政治倫理基準に違反する行為の存否を審査する。

2 審査会は、審査請求議員、審査対象議員及び関係者に対し必要な資料の提出又は出席を求め、説明若しくは意見を聴くことができる。

3 審査会は、市長その他の執行機関に対し、この条例の適切な運用を図るため必要な協力を求めることができる。

4 審査会の会議は、公開するものとする。ただし、出席委員の3分の2以上の合意により非公開とすることができる。

(審査結果の報告等)

第7条 審査会は、前条の規定による審査を終了したときは、速やかにその審査結果を議長に報告するものとする。

2 議長は、前項の審査結果の報告を受けたときは、審査請求議員及び審査対象議員に通知するとともに、その概要を公表するものとする。

(審査結果の措置)

第8条 議長は、審査結果に基づき、第3条に規定する政治倫理基準に違反したと認められる議員に対し、議会運営委員会に諮り、次の各号のいずれかの措置を講ずるものとする。

- (1) この条例を遵守させるための警告
- (2) 一定期間の出席自粛勧告
- (3) 議員の辞職勧告
- (4) 前3号に掲げるもののほか、議長が必要と認める措置

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

議会機能の強化を図るため。

令和5年12月21日提出